

施策内容と担当課等

1 家庭における子育ての見直しと地域における子育て環境の整備

(1) 家庭・地域における子育て・親育ちへの支援

施 策	内 容	担当課等
子育てに関わる相互学習 及び情報発信の場の確保	子育てに関わる相談窓口の充実	子ども支援課 教育センター
	子育て支援センターの整備・充実 【目標指標 1 - 1】	子ども支援課
	子育てサロンの開催を支援 【目標指標 1 - 2】	健康増進課 子ども支援課
	地域ぐるみで参加できる行事の開催	子ども支援課
	みのお子育てガイドブックの発行	子ども支援課
	保育所・幼稚園を活用した子育て支援	幼児育成課
子育てサークルへの支援	子育てサークルの活動の場の提供・活動支援	子ども支援課 健康増進課
	子育てサークルと親子など、人と人をつなぐ場の提供	
	子育て支援を目的としたボランティアの養成	
家庭教育の重要性の啓発及 び情報の提供	子育てに関わる講座の開催	子ども支援課
	家族ぐるみで参加できる子育て子育て親 育ち講座の開催	人権文化センター 学習センター・公民館担当
	父親の参加できる子育てに関わる講座の 開催	図書館
	一時保育付き講座の充実等による参加促 進	全部局 男女協働参画課
	乳幼児図書リストの充実	図書館

(2) ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり

施 策	内 容	担当課等
医療費助成	乳幼児医療費の公費助成	国保年金医療課
就学・就園に関する経済的 支援	就学援助制度	学校管理課 □
	幼稚園保護者補助金の支給	幼児育成課 □
	各種奨学金貸与制度の充実	学校管理課 □
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭医療費の公費助成	国保年金医療課
	母子・父子家庭ホームヘルパー派遣事業	子ども支援課
	母子相談	子ども支援課 ○
	母子家庭の自立・就労支援	子ども支援課 ○
住宅と住環境の整備	良質な公的住宅の供給促進	建築住宅課 ○
	母子世帯向け特別募集の実施	建築住宅課 ○
ゆとりとうるおい空間の整 備	安全・安心な道路等の整備	道路課
	良好な都市景観の形成	都市環境政策課
	山間山麓部の保全・活用	公園みどり課
	公園や親水施設の整備	公園みどり課
	文化財の保護・啓発	生涯学習課
公共施設の整備	子育てバリアフリー施設への転換	建築住宅課
安全・安心のまちづくり	防犯活動の推進	市民安全政策課
	地域や関係機関との連携による安全の確 保	子ども支援課 学校教育課 青少年指導センター

母子家庭等自立促進計画関連施策

- ・・・母子家庭及び父子家庭を対象とした施策
- ・・・母子家庭を対象とした施策
- ・・・母子父子家庭の支援にも資する一般家庭対象の施策

1 家庭における子育ての見直しと地域における子育て環境の整備

(3) 子どもの健康づくり

施 策	内 容	担当課等
「食」に関する教育の推進	母子保健事業における食を中心とした健康教室・健康相談の充実【目標指標 1 - 3】	健康増進課
	保育所や地域での食育に関する啓発	幼児育成課
	小学校での「食」に関する学習	学校教育課
母子の健康づくり	妊婦への健康教室・健康相談等の充実	健康増進課
	乳幼児健診・健康相談の充実【目標指標 1 - 4】	健康増進課
	園児・児童・生徒の健康診断の充実	学校教育課 幼児育成課
	心臓検診の充実	学校教育課
	各種予防接種の推進	健康増進課
口腔内の健康づくりの推進	乳幼児健診での歯科保健相談の充実【目標指標 1 - 5】	健康増進課
	保育所・幼稚園での口腔衛生の充実【目標指標 1 - 5】	幼児育成課
	各小学校での歯科教育の充実【目標指標 1 - 5】	学校教育課
小児医療の充実	豊能広域こども急病センターの充実	健康増進課 市立病院
健康増進と体力の向上	子どもを対象としたスポーツ教室の開催	スポーツ振興課

(4) 障害のある子どもの支援

施 策	内 容	担当課等
障害児保育・教育・障害児デイサービスの充実	障害児通園施設の充実	障害福祉課 市立病院 幼児育成課 人権教育課
	障害児保育基本方針・障害児保育の手引きに基づく障害児保育の充実	
	保育者の専門能力の向上	
	共生教育保育の推進	
	医療・福祉・就学時の教育機関等との連携	
障害のある子どもをもつ家庭への支援	障害児（教育）相談の充実	障害福祉課 教育センター 人権教育課
	障害児支援の社会資源の確保	障害福祉課
中学生の放課後対策	中学生の放課後対策	障害福祉課 人権教育課
高機能広汎性機能障害への対応	高機能広汎性機能障害の子どもの支援体制の整備	人権教育課 幼児育成課

1 家庭における子育ての見直しと地域における子育て環境の整備

(5) 情報、相談体制の整備

施策	内容	担当課等	
子育てや子どもに関する情報の発信	子育てや子どもに関する情報の収集・提供	子ども支援課	□
	子どもの活動・イベント情報の収集・提供	子ども支援課	
	子育て支援センターからの情報誌の発行	子ども支援課	
インターネットの活用	ホームページの作成とその活用による情報発信	全部局	□
子育てや教育、子どもに関する相談業務の充実と関係機関の連携強化	方法や時間など相談体制の充実	広報課	□
	専門職員の配置と職員の資質向上	子ども支援課	□
	連携体制の強化とネットワークづくり	健康増進課	□
	専門機関との協力体制づくり	障害福祉課	□
	適切な機関が対応する相談体制の整備	青少年指導センター 学校教育課 教育センター 人権文化センター	□
児童虐待防止対策の充実	民生委員児童委員、子ども家庭センター等関係機関、地域との連携強化	地域福祉課	□
	通告義務制度の周知及び啓発	子ども支援課	
	早期発見・早期対応への取組の強化	健康増進課 学校教育課 教育センター	
第三者機関設置の検討	第三者機関設置の検討	広報課 男女協働参画課 人権政策課 人権教育課 子ども支援課 子ども政策課	

(6) 教育コミュニティの形成

施策	内容	担当課等
コミュニティセンターの活性化	コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援	市民活動促進課
学校、幼稚園・保育所施設を利用した身近な子育て交流	子育て講座、育児相談等を実施することにより、身近で集まり、相談できる場として利用	子ども支援課
	子育てサロンの開催を支援 【目標指標 1 - 2】	健康増進課
地域教育コミュニティの活性化・充実	地域教育活動の支援、充実	教育政策課 学校教育課 子ども支援課

母子家庭等自立促進計画関連施策

- ・・・母子家庭及び父子家庭を対象とした施策
- ・・・母子家庭を対象とした施策
- ・・・母子父子家庭の支援にも資する一般家庭対象の施策

1 家庭における子育ての見直しと地域における子育て環境の整備

(7) 人権文化の推進

施 策	内 容	担当課等
人権に関する啓発活動の充実と学習機会の提供	人権に関する講演会、フォーラム、パネル展示等の実施	人権政策課 人権文化センター
	啓発冊子の作成	人権教育課 子ども支援課
	子どもや親子対象の人権に関する講座、教室の開催	生涯学習課 学習センター・公民館担当
人権文化センターの充実	人権文化センターの充実	人権文化センター
	各種サークル活動の支援	人権文化センター

2 保育サービスの量的・質的充実

(1) 就学前保育・教育の充実

施 策	内 容	担当課等
保育所や幼稚園における保育、教育の充実	社会の変化に対応した保育・教育の形態や内容の検討	幼児育成課 学校教育課
	自分を大切に、相手を思いやれる心を育む保育、教育の推進	
	保育士、幼稚園教諭等の資質の向上	
保育所・幼稚園・小・中学校との連携	保育所・幼稚園間の合同研修や研究会の開催	幼児育成課 学校教育課
	幼稚園、保育所、小・中学校の交流や異年齢の中で育つための仕組みづくりの検討	
障害児教育保育・障害児デイサービスの充実	障害児通園施設の充実	幼児育成課 障害福祉課 市立病院 人権教育課
	障害児保育基本方針・障害児保育の手引きに基づく障害児保育の充実	
	保育者の専門能力の向上	
	共生教育保育の推進	
	医療・福祉・就学時の教育機関等との連携	

(2) 多様な保育ニーズへの対応

施 策	内 容	担当課等	
保育サービスの充実	一時保育の充実 【目標指標 2 - 5】	幼児育成課	☐
	延長保育の充実 【目標指標 2 - 6】	幼児育成課	☐
	病（後）児保育の充実	幼児育成課	☐
	休日保育事業の実施 【目標指標 2 - 7】	幼児育成課	☐
	ファミリーサポート制度の利用促進	子ども支援課	☐
待機児対策	長時間保育実施民間幼稚園の施設内での簡易保育所の運営 【目標指標 2 - 1】	幼児育成課	☐
	簡易保育施設の活用 【目標指標 2 - 1】	幼児育成課	☐
	保育所の定員増 【目標指標 2 - 1】	幼児育成課	☐
	幼稚園における長時間保育の実施 【目標指標 2 - 1】	幼児育成課	☐
学童期の子育て支援	学童保育の充実 【目標指標 2 - 3 , 4】	子ども支援課	☐
	学童保育と自由な遊び場開放事業との連携	子ども支援課	☐
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）の利用促進	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）の利用促進	子ども支援課	☐

3 子育て世代に対する労働環境の整備

(1) 男女協働参画への取組み

施 策	内 容	担当課等	
男女協働参画社会形成にむけた啓発と学習機会の提供	フォーラム、講座等の実施 【目標指標 3 - 1】	男女協働参画課 学習センター、公民館担当	
	情報紙の発行	男女協働参画課	
女性市民の支援	女性相談（面接・電話）の実施	男女協働参画課	
母子家庭の自立支援	母子相談	子ども支援課	☐

(2) 子育てと仕事の両立支援

施 策	内 容	担当課等	
子育て世代の就労支援	就労に関する相談、助言、指導	商工観光課	☐
	求人情報の提供		☐
	就職準備講座等の実施		☐
労働環境の整備	育児休業制度の充実に向けての啓発	商工観光課	☐
	働き方の見直しへの啓発		☐
母子家庭の自立支援	母子家庭の就労支援	子ども支援課	☐

母子家庭等自立促進計画関連施策

- ・・・母子家庭及び父子家庭を対象とした施策
- ・・・母子家庭を対象とした施策
- ・・・母子父子家庭の支援にも資する一般家庭対象の施策

4 子どもの遊び場づくり

(1) 子どもの居場所、活動拠点の整備・充実

施 策	内 容	担当課等
活動の拠点となる施設の整備	フリースペースの確保	人権文化センター 子ども支援課
	施設の一室を長期休業期間等に子どもの居場所として開放	学習センター・公民館担当 図書館
各公共施設の管理・運営の充実	子どもの利用促進	人権文化センター 子ども支援課 学習センター・公民館担当 スポーツ振興課 図書館
	職員の専門的な資質向上に向けた研修の実施	人権文化センター 子ども支援課 学習センター・公民館担当 スポーツ振興課 図書館

(2) 子どもの自由な遊び場づくり

施 策	内 容	担当課等
保育所・幼稚園・学校施設の開放	保育所・幼稚園の園庭・プール開放の充実	幼児育成課
	自由な遊び場開放事業の充実 【目標指標1】	子ども支援課
公園の整備	地域ニーズに合った整備と協働による管理運営	公園みどり課

5 子どもの文化的・社会的活動の支援

(1) 子どもの自然・文化・スポーツ活動の促進

施 策	内 容	担当課等
自然体験機会の充実	自然体験プログラムの提供	人権文化センター 子ども支援課
	教学の森青少年野外活動センターの充実【目標指標5-2】	
	自然に親しみを感じられる野外活動、自然体験機会の充実	
芸術作品を鑑賞する機会の拡大	芸術鑑賞の機会を提供する事業の実施	生涯学習課 市民活動促進課
子どもが文化活動を発表する場の確保	青少年文化祭の開催	子ども支援課
	プラスフェスティバルの開催	
	子どもの自主的運営による発表の場の開催とその支援	
地域文化、スポーツクラブの育成	学校施設などを利用した文化・スポーツクラブ活動の機会の提供	人権文化センター 学校教育課 学校管理課 スポーツ振興課 学習センター・公民館担当
	地域スポーツクラブの育成	
身近でスポーツのできる環境の創造	ジュニアスポーツ教室の開催【目標指標5-3】	人権文化センター スポーツ振興課
	スポーツ教室、スポーツのつどいの充実	
	市民体育大会におけるジュニア世代の参加機会の拡大	
子どもの体験や遊びの創造支援	子ども向け事業の充実	人権文化センター 子ども支援課 学習センター・公民館担当
	地域が実施する子ども向けイベント等の情報提供	
	子どもの自主的な活動の支援	

5 子どもの文化的・社会的活動の推進

(2) 子どもの社会体験・活動の推進

施策	内 容	担当課等
安全・環境学習の充実	幼児交通安全クラブリーダー会の活動の支援	幼児育成課
	防火クラブの充実	消防本部予防課
	みのお・かんきょう探偵団の充実 【目標指標5-4】	都市環境政策課
	「学校の杜」の整備事業の充実	
	箕面市地球環境保全行動計画子ども版普及啓発事業の充実	
	環境コミュニティの形成	資源循環課
	環境衛生、省資源・再資源の推進	資源循環課
	市民工房の運営	リサイクルセンター
国際感覚を身につける講座などの実施	国際理解、多文化共生、開発協力等をテーマとした講座等の開催	人権政策課 人権文化センター 学習センター・公民館 担当
福祉体験学習・ボランティア教育の充実	ボランティアセンターの充実	人権文化センター 地域福祉課 健康福祉政策課
	学校での出前講座	
	出張ボランティアセンターによるボランティアの相談	
	福祉施設の見学	
地域ボランティア活動の充実	ボランティアサークルの育成・活動支援	人権文化センター 地域福祉課
	ボランティア啓発イベントの開催	
安心してボランティア活動ができる環境の整備	ボランティア情報の提供	地域福祉課
	みのおボランティアセンターだよりの発行	
社会体験機会の充実	子どもが社会体験できる場や機会の提供 【目標指標5-1】	全部局

(3) 子どもの社会参加の促進

施策	内 容	担当課等
身近な活動への意見の反映	子どもの日常的な活動の中での意見を取り入れる	人権文化センター 学習センター・公民館 担当
子どもの意見表明の場の確保	ワークショップなどの開催	人権文化センター 子ども支援課
	弁論大会の開催	
障害のある子どもを対象とした学習、体験の場の整備	障害がある子どもの各種事業参加の促進	全部局
	バリアフリースポーツ教室	スポーツ振興課
	さまざまな経験ができる場を市民との協働により提供	障害福祉課 人権教育課 学習センター・公民館 担当
		市民活動促進課
障害のある子どものサポート体制の充実	市民が障害のある子どもをサポートするための各種方策の検討整備	障害福祉課 人権教育課 子ども支援課
子どもの意見をまちづくりに反映する場の整備	子どもの意見をまちづくりに反映する取り組みの検討	子ども支援課

5 子どもの文化的・社会的活動の支援

(4) 青少年団体、青少年関係団体の活動支援

施 策	内 容	担当課等
子どもの自主的な活動団体への支援	青少年吹奏楽団活動への支援	子ども支援課
	こども会活動の支援	子ども支援課
	ボーイスカウト・ガールスカウト活動の支援	子ども支援課
	その他子どものサークル活動等への支援	人権文化センター
子どもに関わる団体への活動支援	青少年を守る会活動の支援	子ども支援課
	P T A 活動との連携	生涯学習課
	子育てサークル・子育てサロン等への支援	健康増進課 子ども支援課
	社会教育活動主催者賠償責任保険制度の運営	子ども支援課
	社会教育団体補助金の交付	生涯学習課
	各団体開催事業への後援	全部局
リーダークラブ、ジュニアリーダークラブの充実	子どもの自主的な活動を企画段階から支援、プログラム指導をするリーダークラブ派遣事業の充実	子ども支援課
リーダーの養成と確保	さまざまな知識や活動を指導できる地域の人材の確保	教育センター 人権文化センター
	青少年指導者養成事業の実施	子ども支援課 人権文化センター

(5) 子どもの読書活動の推進

施 策	内 容	担当課等
乳幼児期における読書環境の整備	乳児期や児童を対象とした本の紹介冊子等の配布・読み聞かせ	図書館 健康増進課 学校教育課 子ども支援課
	「はじめてのおはなし会」「おはなし会」等の行事の実施	図書館
学齢期の読書環境の整備	学校と学校図書館における読書活動の推進	学校教育課 学校管理課 図書館
図書館における読書活動の推進	図書館に親しむための行事の実施 【目標指標 5 - 5】	図書館

6 教育内容の充実と開かれた学校づくり

(1) 学校教育の活性化

施 策	内 容	担当課等
生きる力の育成	習熟度別少人数指導の実施 【目標指標 6 - 2】	学校教育課
	教育内容の厳選と、ゆとりある教育活動の展開	学校教育課
	自ら学び、自ら考える力の育成	学校教育課
特色ある学校づくり	子どもの興味を引き出せるような教科や学校行事の創意工夫	学校教育課
	特色ある教育課程の編成	学校教育課
体験学習の充実	自然体験やボランティア体験などの様々な体験のできる魅力ある授業の展開	学校教育課
	地域の人々と協働による体験学習の推進	学校教育課
	さまざまな知識や活動を指導できる人材の確保	教育センター
情報教育の推進	情報活動能力の育成 【目標指標 6 - 1】	教育センター

(2) 地域に開かれた学校づくり

施 策	内 容	担当課等
開かれた学校づくり	地域の人々から考え方や生き方を学ぶ授業の実施 【目標指標 6 - 3】	学校教育課
	地域に出かけて学ぶ機会の充実	学校教育課
	地域に対する学校運営に関する情報の公開	学校教育課
	学校の自己評価の実施	学校教育課
学校協議会の拡充	家庭・地域の協力を得て、地域に根ざした学校運営の実施	学校教育課

6 教育内容の充実と開かれた学校づくり

(3) 心の教育の充実

施策	内容	担当課等
スクールカウンセラーの活用	スクールカウンセラーの配置	学校教育課
道徳教育の充実	年間指導計画の充実と道徳教育補助教材の作成と活用	学校教育課 教育センター
教育・医療支援システム会議、 教育問題調整委員会の運営	医療的な観点からの指導の充実	学校教育課
	教育問題調整委員会の運営	学校教育課
保護者の子育て能力と教職員の 相談能力向上の支援	教職員研修や心の教育講演会の開催	教育センター
教育相談の充実	専門職員・ボランティアの配置 【目標指標 6 - 4 , 5】	教育センター
	教育相談機関の機能充実 【目標指標 6 - 4 , 5】	教育センター
	教育相談関係機関の連携 【目標指標 6 - 4 , 5】	教育センター
	適応指導教室の充実【目標指標 6 - 4 , 5】	教育センター

(4) 人権教育の推進

施策	内容	担当課等
人権教育の推進	人権教育推進活動における情報誌を中心とした情報の受発信の充実と人権教育カリキュラムの作成支援	人権教育課
	すべての子どもの自立、自己実現や豊かな人間関係づくりをはぐくむ教育内容の充実	学校教育課 人権教育課
日本語指導支援事業の充実	日本語教室の実施	人権教育課
	通訳体制の充実	人権教育課
障害のある子どもの教育体制の充実	通学の送迎やエレベーター設置等による施設改修	学校管理課
	障害のある子どもが共に学ぶ機会の拡充と支援	人権教育課

(5) 次代の親の育成

施策	内容	担当課等
思春期の子どもへの支援	子どもの思春期相談	学校教育課・教育センター・人権教育課 青少年指導センター
	性に関する正しい知識の教育	
	喫煙、薬物等に関する教育	
男女共生教育の推進	男女共生教育の推進	人権教育課・教育センター
次代の親の育成	子育てや家庭の大切さについての教育	学校教育課・教育センター・人権教育課

7 健全育成と自立支援

(1) 自立への支援

施 策	内 容	担当課等
進路相談の実施	学習・進路相談の実施	人権文化センター
就労のための支援	ハローワークとの連携 能力開発講座の実施	商工観光課 商工観光課
自立した社会人の育成	進路指導・追指導・キャリア教育の充実	学校教育課

(2) 問題行動の予防と早期発見・対応

施 策	内 容	担当課等
啓発活動の推進	非行防止に向けての啓発活動の充実	青少年指導センター
相談業務の充実	問題行動に関する相談窓口の周知・啓発 相談業務の量的・質的な充実	青少年指導センター 青少年指導センター
補導活動の強化	家庭・学校・地域の連携による補導活動の強化 青少年補導員の活動充実	青少年指導センター 青少年指導センター
連絡調整機能の強化	早期発見・対応のため関係機関の相互連携の強化	青少年指導センター
被害を受けた子どものケア	教育相談・学校訪問の実施・スクールカウンセラーによる相談	学校教育課 教育センター 青少年指導センター

(3) 非行防止に向けた市民運動の推進

施 策	内 容	担当課等
市民運動の推進	社会を明るくする運動の充実 有害環境浄化に向けた市民の自覚や事業者のモラルの高揚などを啓発する市民活動の推進支援	地域福祉課 子ども支援課 青少年指導センター
市民を主体とした巡回活動の推進	防犯パトロールやPTA活動による地域の人々の主体的な巡回活動の支援	子ども支援課 青少年指導センター
こども110番の設置	こども110番の設置事業の充実 【目標指標7-1】	青少年指導センター
各種講習会の開催	子どもの暴力防止プログラム講習会の実施	子ども支援課 学校教育課

8 世代をつなぐ生涯学習・交流の推進

(1) 地域における生涯学習・交流の推進

施 策	内 容	担当課等
地域における生涯学習・ 交流活動の支援	コミュニティセンターにおける三世代交 流事業への支援	市民活動促進課
	生涯学習、地域活動の充実	生涯学習課 学習センター・公民館 担当
	世代間交流スポーツ大会の開催	スポーツ振興課
地域・伝統行事への参加促進	歴史・文化の伝承や体験講座等の開催	生涯学習課
関係機関との連携による 生涯学習の機会の提供	市内や近隣の大学等関係機関との連携に よる、世代をつなぐ交流の場、生涯学習の 機会の提供	生涯学習課 市民活動促進課 学習センター・公民館 担当

(2) 地域福祉活動における他世代交流の促進

施 策	内 容	担当課等
地域福祉活動の促進	地域福祉活動における世代間交流の促進	地域福祉課

注)「担当課等」は、平成17年度機構改革後の名称です。

箕面市子ども条例

平成十一年九月三十日条例第三十一号

子どもは、さまざまな人々と関わりを持つて日々成長しています。また、個人として尊重され、健やかに遊び、学ぶことができる社会で育つことが望まれます。

子どもが生まれて初めて出会う人は家族であり、家庭における教育が、子どもの成長に重要な役割を果たしています。

箕面市のすべての子どもが、幸福に暮らせるまちづくりを進めるためには、家庭と学校と地域が相互に緊密に連携するとともに、大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚し、公德心を持って社会規範を守り、互いに学び共に育ち、協働することが必要です。

大人は、子ども自らが創造的な子ども文化をはぐくみ、次代を担う人として成長するよう、愛情と理解と、ときには厳しさを持って接することが大切です。

箕面市は市民と協働し、子育てに夢を持ち、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意し、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、市と市民の役割を明らかにすることにより、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「子ども」とは、十八歳未満の者をいう。

(基本理念)

第三条 市と市民は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの幸福を追求する権利を保障する。

2 子どもは、主体的に判断し、行動し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を養い、自らを律しつつ義務を果たし、たくましく生きることができるよう支援される。

3 大人は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざし、子どもと協働する。

4 市民は、安心して子どもを育てることができるよう支援される。

(市の役割)

第四条 市は、基本理念に基づき、子どもに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

(市民の役割)

第五条 市民は、自らの日常生活が子どもの生育環境をつくりだしていることを理解し、子どもが幸福に暮らせるまちづくりに努めるものとする。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを理解し、

.....

子どもを育てることに最善を尽くすよう努めるものとする。

(子どもの健康)

第六条 市と市民は、子どもの健康の保持と増進に努めるものとする。

(子ども文化)

第七条 市と市民は、子どもの多様で自主的な活動から生まれる子ども文化を尊重するものとする。

2 市と市民は、子ども自らの文化的活動、社会的活動その他の活動に対し積極的な支援に努めるものとする。

3 市と市民は、子どもにゆとりと安らぎを与える居場所の確保に努めるものとする。

(子どもの意見表明)

第八条 市と市民は、子どもの成長に応じて、表現の自由と意見を表明する権利を尊重するものとする。

2 市は、まちづくりに関し子どもの意見が反映される機会の確保に努めるものとする。

(子どもの社会参加)

第九条 市と市民は、子どもの社会参加の機会の確保に努めるものとする。

(子どもと環境)

第十条 市は、子どもの活動の場の確保と自然環境の保全に努めるものとする。

2 市は、子どもの生育環境を良好に維持するため、必要に応じ市民その他の関係機関と調整を行うものとする。

(学校・幼稚園・保育所)

第十一条 学校・幼稚園・保育所の機関は、子どもの豊かな人間性と多様な能力をはぐくむための重要な場であることを認識し、子どもの学習する権利や保育を受ける権利が侵されないよう自らその役割を点検し、評価するよう努めるものとする。

2 学校・幼稚園・保育所の機関は、保護者や地域の市民に積極的に情報を提供し、その運営について意見を聴き、協力を受けるなど開かれた学校・幼稚園・保育所づくりの推進に努めるものとする。

3 市は、学校・幼稚園・保育所の施設を市民の身近な生涯学習の場や市民活動の場として活用するよう努めるものとする。

(子育て支援)

第十二条 市は、保護者が子どもを育てるに当たり、必要に応じて経済的又は社会的な支援を行うことができる。

2 市は、子ども自身の抱える問題や子どもに関する相談に対し、速やかに対応するよう努めるものとする。

(市民活動支援)

第十三条 市は、子どもの自主的な活動や市民の子どもに関する活動を奨励し、支援することができる。

.....

(相互連携)

第十四条 市は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、市民その他の関係機関との相互連携を積極的に支援するものとする。

(救済)

第十五条 市は、子どもが人権侵害その他の不利益を受けた場合、これを救済する制度の整備に努めるものとする。

(推進体制)

第十六条 市は、子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、総合的な推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成十一年十月一日から施行する。